

幼児教育・保育無償化のご案内(R8年度 認可外保育施設等利用者あて)

給付認定(保育の必要性の認定)をお持ちの方は、無償化の申請ができます。

△認可保育園や幼稚園、企業主導型保育施設の在籍期間については、本補助金の対象外です。



スケジュール

注意

最終締切: 令和9年4月12日

締切を過ぎると補助上限額が減額となります

	申請締切日	口座振込時期	次回申請の案内 ※締切日までにご申請された方のみ案内をお送りします
第1回(～令和8年6月分)	令和8年 7月14日	8月下旬	9月下旬
第2回(～令和8年9月分)	令和8年10月15日	11月下旬	12月下旬
第3回(～令和8年12月分)	令和9年 1月14日	2月下旬	3月中旬
第4回(～令和9年3月分)	令和9年 4月12日	5月下旬	翌年度

※令和9年4月12日の締切を過ぎた場合は、**補助上限額が減額**となります。(詳細は裏面参照)

※締切までに申請がなかった場合、次回のご案内を送付しておりません。通知は大切にお控えください。

申請方法



- ✓申請は電子申請でお願いいたします
こちらの二次元コードから申請画面へ進めます
- ✓所要時間は10分程度です
- ✓お手元に園から受け取った書類をご用意ください
- ✓パソコンからの申請の場合のURLはこちら
<https://logoform.jp/form/JqMJ/611221>

必要書類

No.	対象施設・事業	電子申請に必要な書類
1	認可外保育施設 ★	①領収書
2	居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)★	②提供証明書
3	一時預かり事業	※領収書兼保育提供証明書でも可
4	ほっとステイ	※利用施設に発行をご依頼ください
5	定期利用保育事業	※区の参考様式、区 HP に掲載しています ↑ 〈区 HP ページ ID:1405〉
6	ファミリー・サポート・センター	援助活動報告書(利用会員控)※「預かり」以外は補助対象外
7	病児・病後児保育事業	領収書

★1と2の施設は、国の「認可外保育施設指導監督基準」を満たしていない施設は対象外です。区HPより区内の対象施設をご確認いただけます。〈区HPページID:1406〉

区外の施設は、施設に国基準の証明書を持っているかお問合せください。

月額補助上限額

クラス年齢	利用施設・事業	月額補助上限額		令和9年4月12日を過ぎて申請した場合
0～2歳 非課税世帯のみ	認可外保育施設	80,000円		令和8年9月までの利用分 42,000円
	上記以外	令和8年9月まで 42,000円	令和8年10月以降 45,700円	令和8年10月以降の利用分 45,700円
3～5歳	認可外保育施設	77,000円 ※給食提供施設は80,000円		令和8年9月までの利用分 37,000円
	上記以外	令和8年9月まで 37,000円	令和8年10月以降 40,300円	令和8年10月以降の利用分 40,300円

※令和8年3月利用分までは、0～2歳クラス(非課税世帯):42,000円、3～5歳クラス:37,000円となります。
(認可外保育施設を含む)

※世田谷区で給付認定を受けた日から補助対象です。認定期間の開始日や終了日が月の途中の場合は、補助額は日割りで算出します。

無償化Q&A

区ホームページ検索メニューより、
ページIDを検索してページを開いてください。



/ ページIDから探す



検索

No.	質問	回答
1	郵送で申請することはできますか	区ページ ID:1405 から請求書をダウンロードし、施設が発行した書類と一緒に、郵送もしくは下記に記載の窓口にお持ち込みください。(総合支所や出張所等では受付していません)
2	お問い合わせ番号と施設コードがわかりません	施設コードは空欄でも申請可能です。お問い合わせ番号は必須入力項目ですので、お電話で下記問合せ先(03-6453-4990)までご連絡ください。お問い合わせ番号を記載した通知書をお送りします。
3	所得制限はありますか？	3～5歳児クラスの場合は、所得制限はありません。0から2歳児クラスの場合は、課税相当世帯の場合、無償化は対象外となります。4～8月分はR7年度、9～翌3月分はR8年度の課税状況等で審査します。課税相当世帯対象の補助制度は、区ページ ID:1511 からご確認ください。
4	締切日を過ぎてしまいました。申請はできますか？	締切後に申請された分は、次の回での審査となります。ただし、最終提出締切日に間に合わなかった分は、補助上限額が減額となります。入金額が一部になることを予めご了承ください。
5	領収書兼提供証明書に子ども・保護者の記名がない	氏名が記載されていない領収書兼提供証明書では補助金をお支払いできません。記名のある証明書を提出してください。

給付認定の更新(現況確認)について

給付認定は年1回、保育の必要性が継続しているかを確認する「現況確認」があります。

必要書類の提出がない場合は認定取消となり、本補助金の対象外となります。

必ずお手続きしていただくよう、お願いいたします。

問い合わせ先

世田谷区子ども・若者部内 幼保補助金事務センター

TEL:03-6453-4990 (平日 8:30-17:00)※庁外のセンターで受電

【窓口】保育認定・調整課 認定・給付担当 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

第2庁舎2階22番窓口※令和8年10月19日以降は西棟3階になります